

営業秘密保護規定

(意見募集稿)

第一章 総則

第一条 営業秘密保護を強化し、営業秘密侵害行為を阻止し、営業秘密の権利者と関連主体の合法的な権益を保護し、研究開発・革新を奨励し、公平な競争という市場秩序を守り、経済・社会の質の高い発展に奉仕するため、『中華人民共和国反不正当竞争法』（以下、『反不正当竞争法』という。）等の関連法、行政法規及び中国共産党中央・国務院の関連文書に基づき、本規定を制定する。

第二条 営業秘密の取得、開示、使用においては、自発、平等、公平、誠実信用の原則に則り、法令及び商業道徳を遵守しなければならない。

第三条 市場監督管理部門は、営業秘密保護の計画、調整、指導及び営業秘密の権利侵害行為に対する行政法執業務を担う。

第二章 営業秘密の定義

第四条 本規定にいう営業秘密とは、公衆に知られていない、商業的価値を有し、かつ権利者が相応の秘密保持措置を講じた技術情報、経営情報等の商業情報を指す。

技術に関連する構造、原料、成分、配合、材料、サンプル、様式、設計、植物の新品種繁殖材料、工程、方法又はそのステップ、アルゴリズム、データ、プログラム及びその関連ドキュメント等の情報は、本条第一項にいう技術情報を構成するものと認定することができる。

経営活動に関連するアイデア、管理、販売、財務、計画、見本、入札資料、顧客情報、データ等の情報は、本条第一項にいう経営情報を構成するものと認定することができる。

第五条 本規定にいう顧客情報には、顧客の名称、住所、連絡先及び取引習慣、意向、内容等の情報を含む。

経営者が単に特定の顧客と長期にわたる安定的な取引関係を維持してきたことを理由に、当該特定顧客の情報が営業秘密に該当すると主張する場合には、これを認めない。

顧客が従業員個人に対する信頼から従業員の所属組織と市場取引を行い、当該従業員が退職した後に、顧客が当該従業員又はその新しい所属組織と取引を行うことを自由意思により選択したことを証明できる場合には、当該従業員が不正手段により旧所属組織の顧客情報を取得していないと認定しなければならない。

第六条 本規定にいう「公衆に知られていない」とは、当該情報が、権利侵害の疑いがある行為が発生した時点で、その所属する分野の関係者に普遍的に知られていないこと又は容易に取得できないことを指す。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、関連情報が公衆に知られていると認定することができる。

- (一) 当該情報が所属分野で一般常識又は業界慣習に該当する場合。
- (二) 当該情報が製品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組合せ等の内容のみに係るのであり、所属分野の関係者が市販製品を観察しただけで直接取得できる場合。
- (三) 当該情報が既に公開出版物又はその他の媒体で公開、開示されている場合。

(四) 当該情報が既に公開の報告会、展示等の方法で公開されている場合。

(五) 所属分野の関係者がその他の公開ルートから当該情報を取得できる場合。

公衆に知られている情報を整理、改良、加工後に形成された新情報が、本条第一項の規定に適合する場合には、当該新情報は公衆に知られていない情報と認定しなければならない。

第七条 本規定にいう「商業的価値を有する」とは、当該情報が公衆に知られていないために現実的又は潜在的な商業的価値を有し、権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらすことができるものであることを指す。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、当該情報が権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらすことができると認定することができる。ただし、当該情報が商業的価値を有しないことを証明できる反対証拠がある場合には、この限りではない。

(一) 当該情報が権利者に経済的利益をもたらした場合。

(二) 当該情報が権利者の生産経営に重大な影響を与えた場合。

(三) 権利者が当該情報を取得するために、それ相応の代金、研究開発コスト又は経営コストを支払い、その他の物的投入をし、権利者に競争上の優位性をもたらした場合。

(四) 当該情報が権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらすことができることを証明できるその他の状況。

生産経営活動の過程で形成された段階的成果が本条第一項の規定に適合する場合には、当該成果は、商業的価値を有すると認定することができる。

第八条 本規定にいう「権利者が相応の秘密保持措置を講じた」とは、権利者が情報漏洩を防止するため、権利侵害行為の発生以前に講じた、営業秘密の商業的価値、独立取得の難易度等の要素に適し、合理的な秘密保持措置を指す。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、通常の場合で秘密情報の漏洩を防止することができる場合には、権利者が「相応の秘密保持措置」を講じたと認定することができる。

(一) 秘密保持合意書に署名し、又は契約書内で秘密保持義務を取り決めている場合。

(二) 規約、研修、規定制度、書面告知等の方法を通じ、営業秘密に接触し、又は取得可能な従業員、元従業員、サプライヤー、顧客、訪問者等に対し、秘密保持を求めている場合。

(三) 秘密に関わる工場、作業場等の生産経営場所に対し、訪問者を制限し、又は区分及び管理を実施している場合。

(四) 接触又は取得が可能な人員の範囲を記載、分類、隔離、暗号化、封印、制限する等の方法で、営業秘密及びその媒体に対し区分及び管理を実施している場合。

(五) 営業秘密に接触し、又は取得が可能なコンピュータ設備、電子設備、ネットワーク設備、ストレージ設備、ソフトウェア等に対し、使用、アクセス、保存、複製を禁止又は制限する等の措置を講じている場合。

(六) 離職した従業員に対し、接触又は取得した営業秘密及びその媒体に登録し、返還、削除、破棄し、引き続き秘密保持義務を負うことを求めている場合。

(七) その他の合理的な秘密保持措置を講じている場合。

第三章 営業秘密保護体系の構築

第九条 経営者は、営業秘密保護の主體的責任を実行し、自己保護意識及び能力を強化

し、自身の属する業界の特徴、技術要件、競争上の優位性に基づき、積極的に有効な措置を講じて秘密に関わる情報、秘密に関わる区域、秘密に関わる人員、秘密に関わる媒体等、営業秘密保護に関する内部統制及びコンプライアンス管理を強化し、意識的に権利侵害行為を抑制しなければならない。

第十条 市場監督管理部門は、営業秘密保護に関する計画・調整、管理監督及びサービス・指導の責務を負う。宣伝・研修の実施、サービスステーションの設立、法執行能力の向上、第三者サービス機関の育成等を通じて、経営者が営業秘密保護制度を確立、整備するための支援をし、全体的な営業秘密保護水準の向上を推し進める。

第十一条 市場監督管理部門は、関連部門と合同で、経営者に対し法律相談、政策指導、注意喚起、権利保護支援等のサービスを提供し、国際的な権利保護の指導及び援助を強化し、経営者による営業秘密保護業務の実施を指導し、自身の合法的権益を保護する。

市場監督管理部門は、司法部門と合同で、情報交換、資源共有、事件に関する協議、法執行との連動等の機能を有する営業秘密迅速協同保護メカニズムを確立し、行政保護と司法保護との効果的な連携を強化する。

第十二条 業界組織は、業界の自主規制を強化し、経営者の合法的な競争を誘導し、適正化し、営業秘密保護に関する経営者の内部管理体制の構築・整備に対する指導を強化し、営業秘密の権利侵害紛争を調整、処理し、監督検査部門による営業秘密侵害行為の調査処分に協力し、補佐しなければならない。

業界組織が政府部門の指導の下、当該業界の営業秘密保護に関する規範及びコンプライアンスガイドラインを制定することを奨励する。

第十三条 各地の人民政府は、営業秘密保護業務に対する指導を強化し、関連する重要事項の統一調整及び業務支援を強化し、営業秘密保護に関する能力を強化し、営業秘密の自己保護、行政保護、司法保護が一体化した営業秘密保護体系の構築・整備を促進しなければならない。

第十四条 すべての組織及び個人による営業秘密侵害行為に対する社会的監督を奨励し、支援し、保護する。市場監督管理部門は、営業秘密の侵害を通報し、及び調査に協力した組織及び個人の秘密を保護しなければならない。

いかなる組織及び個人も、営業秘密の権利侵害を捏造して他人を陥れたり、又は恐喝したりしてはならず、通報権を乱用して市場監督管理部門の正常な業務秩序を攪乱してはならない。

第四章 営業秘密侵害行為

第十五条 経営者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織が単独若しくは共同で営業秘密侵害行為を実施し、又は他人が営業秘密侵害行為を実施することを教唆、誘導、幫助した場合には、いずれも本規定にいう営業秘密侵害行為に該当する。

第十六条 経営者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織は、窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入若しくはその他の不正手段で権利者の営業秘密を取得してはならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、本条第一項にいう不正手段で権利者の営業秘密を取得する行為に該当する。

(一) 権利者の営業秘密を取得するために、権利者が管理する、営業秘密を含む又はそれらから営業秘密を抽出することができる文書、物品、材料、原料又は電子データに無断で接触し、又はそれらを占有し、複製すること。

(二) 財物の提供又はその他の財産上の利益、人身安全に対する脅迫、罠の設計等の方

法を通じて、権利者の従業員又は他人が営業秘密を取得するよう誘導し、脅迫し、欺くこと。

(三)許可を得ることなく又は許可範囲を超えて権利者のデジタル化されたオフィスシステム、サーバー、電子メールボックス、クラウドディスク、アプリケーションアカウント等の電子情報システムに侵入して営業秘密を取得すること、又はコンピュータウィルスを仕掛けてその営業秘密を取得すること。

(四)営業秘密の権利者の許可を経ず、みだりに営業秘密を個人用電子メールボックス若しくはその他の電子設備にダウンロードし、又はその他の方法で営業秘密を権利者の管理下から離脱させること。

(五)その他の法律規定又は公認の商業道徳に違反する方法で権利者の営業秘密を取得する行為。

第十七条 経営者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織は、不正手段により取得した権利者の営業秘密について、開示、使用又は他人への使用の許諾をしてはならない。

本条にいう「開示」とは、権利者の競争上の優位性又は経済的利益に損害を及ぼし得るあらゆる方法を用いて、他人に営業秘密を知らせる行為を指す。

本条にいう「使用」とは、生産経営活動において営業秘密を直接使用し、又は営業秘密を修正、改良した後に使用し、又は営業秘密に基づき関連の生産経営活動を調整、最適化、改良することを指す。

第十八条 経営者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織は、法定の、取り決めた、若しくは効力を有する裁判文書で確定された秘密保持義務に違反し、又は権利者の営業秘密保守に関する要求に違反して、その把握している営業秘密を開示、使用又は他人への使用の許諾をしてはならない。

次の各号のいずれかに該当する場合には、本条にいう「秘密保持義務」又は「権利者の営業秘密保持に関する要求」に該当する。

(一)労働契約、秘密保持契約、協力協定等において、権利者と締結した営業秘密保持に関する取決め。

(二)営業秘密を知り得た相手方に対する権利者の一方的な秘密保持要求。当該相手方には契約関係を通じて当該営業秘密を知り得た者、及び研究開発、生産、検証等への参加を通じて営業秘密を知り得た者を含むがこれらに限定されない。

(三)秘密保持契約、労働契約、協力協定等が締結されていない場合で、権利者がその他の規則制度又は合理的な秘密保持措置を通じて従業員、元従業員、協力者等に対して提示したその他の営業秘密保持に関する要求。

(四)誠実信用の原則、契約の性質、契約目的、締結過程、取引習慣等に基づき、取得した情報が権利者の営業秘密に該当すると知り、又は知るべきであったと考えられる情報。

(五)法律、行政法規が定める秘密保持義務を負うその他の状況。

第十九条 経営者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織は、他人による秘密保持義務への違反、又は権利者の営業秘密保持に関する要求への違反を教唆、誘導、幫助し、権利者の営業秘密を取得、開示、使用又は他人への使用の許諾をしてはならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、営業秘密侵害行為に該当する。

(一)故意に言葉、行動又はその他の方法で、他人による秘密保持義務への違反、又は権利者の営業秘密保持に関する要求への違反を説得、勧告、奨励すること。

(二)職位の約束、物質による報奨等の方法を通じて、他人による秘密保持義務への違反、又は権利者の営業秘密保持に関する要求への違反を誘導する。

(三) 権利者の営業秘密を取得、開示、使用若しくは他人への使用の許諾をするため、様々な方法で、他人による秘密保持義務への違反、又は権利者の営業秘密保持に関する要求への違反のために便宜を図る。

第二十条 第三者は、営業秘密権利者の従業員、元従業員若しくはその他の組織、個人が本規定第十六条、第十七条、第十八条、第十九条に掲げる違法行為をしたことを明らかに知っている、又は知り得るにも関わらず、当該営業秘密を取得、開示、使用又は他人への使用の許諾をした場合には、営業秘密の侵害とみなされる。

第二十一条 次の各号に掲げる行為は営業秘密侵害行為に該当しない。

(一) 独立して発見し、又は自ら研究開発した場合。

(二) 技術的手段を通じて公開ルートから合法的に取得した製品に対し、分解、測量、分析等を実施して当該製品の関連技術情報を取得した場合。

(三) 営業秘密の権利者又は保有者の従業員、元従業員又は協力者が、違法犯罪行為の摘発、国家安全又は社会の公共利益の保護等の必要性から、国家機関及びその職員に対し営業秘密を開示する場合。

(四) 法律、行政法規が定める営業秘密の侵害に該当しないその他の状況。

第五章 営業秘密侵害被疑行為の調査処分

第二十二条 営業秘密の権利侵害行為の発生地、権利者所在地の県級以上の市場監督管理部門は、営業秘密侵害行為に対する調査処分の責務を負う。二つ以上の市場監督管理部門がいずれも管轄権を持ち、かつ争議が発生している場合には、共通の直近上級の市場監督管理部門に報告し、管轄指定の指示を仰ぐ。

第二十三条 次の各号に掲げる主体は、営業秘密の権利者として、市場監督管理部門に対し、権利侵害行為を通報することができる。

(一) 営業秘密の所有者。

(二) 営業秘密の独占使用許諾契約の被許諾者。

(三) 営業秘密の排他的使用許諾契約の被許諾者。

(四) 営業秘密の所有者から書面で授權を受けた実施権者。

第二十四条 権利者は、その営業秘密が侵害されたと判断し、市場監督管理部門にその侵害行為を通報する場合には、その保有している商業情報が営業秘密の法定条件を満たしていること、及びその営業秘密が侵害されたこと等の初歩的な証拠資料を提出しなければならない。

営業秘密が法定条件を満たしていることを認定するための資料には、次の各号に掲げる内容を含む。

(一) 営業秘密の形成過程及び形成時期。

(二) 営業秘密の具体的内容、媒体及び表現形式等、公衆に知られていないことの証拠資料。

(三) 営業秘密が有する商業的価値。

(四) 当該項営業秘密に対して講じた秘密保持措置。

(五) 権利者が権利を有すると判断するその他の証拠資料。

権利者が次の各号に掲げる資料のいずれかを提出した場合には、その営業秘密が侵害されたことを合理的に裏付けるための初歩的証拠を既に提出したとみなされる。

(一) 侵害被疑者が営業秘密を取得するルート又は機会を持ち、かつ侵害被疑者によって使用された情報が権利者の営業秘密と実質的に同一であることを裏付ける証拠。

(二) 侵害被疑者が営業秘密を取得するルート又は機会を持ち、かつ侵害被疑者が不正手段で秘密保持設備を破壊したことを裏付ける証拠。

(三) 営業秘密が既に侵害被疑者によって実際に取得されたことを裏付ける証拠。

(四) 営業秘密が既に侵害被疑者により開示、使用され、又は開示、使用されるリスクがあることを裏付ける証拠。

(五) 営業秘密が侵害被疑者によって侵害されたことを裏付けるその他の証拠。

第二十五条 権利者、侵害被疑者は、権利者の情報が公衆に知られているかどうか、侵害被疑者によって使用された情報が権利者の情報と実質的に同一であるかどうか等の専門的事項の鑑定を、鑑定機関に委託することができる。

権利者、侵害被疑者は、権利者の情報が公衆に知られているかどうか等の専門的事項についての意見を提出するよう、専門知識を有する者に委託することができる。

権利者、侵害被疑者は、各自が提出した鑑定結果又は意見について、市場監督管理部門に対し説明を行うことができる。

営業秘密の権利侵害事件の調査処分過程において、市場監督管理部門は、事件に関する権利者の技術情報が公衆に知られているかどうか、侵害被疑者が使用した情報が権利者の情報と実質的に同一であるかどうか等の専門的事項に対し、鑑定を行うよう提案することができる。

第二十六条 営業秘密侵害行為がコンピュータソフトウェアに係るものである場合には、当該営業秘密のアルゴリズム、ソフトウェア文書、ソースコード又は対象プログラムが侵害被疑行為に係るソフトウェアと同一であるかどうか、又は侵害被疑行為に係るコンピュータソフトウェアの対象プログラム若しくはソースコードにおいて権利者が営業秘密を主張するコンピュータソフトウェア特有の内容が存在するかどうか、又はソフトウェア結果（ソフトウェアインターフェース、操作パラメータ、データベース構造等を含む）が当該営業秘密と同一であるかどうか等の面から判断し、両者が実質的に同一であるかどうかを認定することができる。

第二十七条 侵害被疑者及び利害関係者、その他の関連組織体及び個人は、市場監督管理部門に関連証拠を事実通りに提供しなければならない。

侵害被疑者が使用した情報が権利者の主張する営業秘密と実質的に同一であることを証明できると同時に、侵害被疑者が営業秘密を取得する条件を持つことを証明することができる場合において、侵害被疑者が使用した情報が合法的に取得若しくは使用されたものである旨の証拠を提供できず、又はその提供を拒否したときは、市場監督管理部門は関連証拠に基づき、侵害被疑者には権利侵害行為があると認定することができる。

第二十八条 権利者が申立てをし、かつ初歩的証拠資料が提出された場合には、市場監督管理部門は、法執行・調査過程において摘発した営業秘密侵害と認定され得る証拠を差し押さえ、押収することができる。これはメールのやり取り、チャットの記録、記憶媒体、侵害物品及び設備、内部文書及び議事等を含むが、これらに限定されない。事件を司法機関に移送して処理する場合には、関連証拠を併せて移送しなければならない。

営業秘密侵害行為がコンピュータ技術に係り、事件に関連する電子データを発見したにも関わらず、現場で直接取得することができなかつた場合には、関連コンピュータサーバー、ホスト、ハードディスク等の記憶機器を押収し、かつ複製、ミラーリング、撮影、スクリーンショット、データ復元等の方法で速やかに証拠を固定化することができる。

第二十九条 権利者が市場監督管理部門に通報、告発する前に、既に人民法院に営業秘密権利侵害訴訟を提起しており、当該訴訟事件がなお結審していない場合には、市場監督管理部門は通報・告発を受理しないことができる。

営業秘密侵害事件の調査処分中において、権利者が同時に人民法院に対し営業秘密侵害の訴訟を提起した場合には、市場監督管理部門は事件の調査処分を中止することができる。中止の原因が解消した後、直ちに事件調査処分手続きを再開又は終了しなければならない。

第三十条 侵害者が権利者の営業秘密を専利出願した場合には、市場監督管理部門は行政処罰の結果を知的財産権管理部門に通知して処理させることができ、権利者は人民法院に訴訟提起し、損害賠償等の民事的救済を求めることができる。

第三十一条 市場監督管理部門が調査、収集した証拠及び調査の結果明らかになった事実を根拠に、嫌疑が犯罪に確定され、法に基づき刑事責任を追求する必要がある場合には、速やかに公安機関に事件を移送する。

第三十二条 営業秘密侵害と認定された場合には、市場監督管理部門は行政処罰を下すと同時に、当事者の請求に応じ、営業秘密の侵害をめぐる賠償額の調停を行うことができる。調停が成立しない場合には、当事者は法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。

第三十三条 国家機関及びその職員は、その公務履行中に知り得た営業秘密について秘密保持義務を負っており、その職責範囲を超えて権利者の営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾してはならない。

市場監督管理部門は、行政処罰情報における営業秘密に係る内容を公開してはならない。

第六章 法的責任

第三十四条 本規定に違反した営業秘密侵害行為は、『反不正当竞争法』第二十一条の規定により処罰する。

第三十五条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、『反不正当竞争法』第二十一条にいう「情状が重大である」と認定することができる。

(一) 権利者の 30 万元以上の財産損失又は破産を招いた場合。

(二) 電子的侵入の方法が権利者のオフィスシステムネットワーク及び PC データの深刻な損壊を引き起こした場合。

(三) 国家、社会に重大な損失を与え、又は社会に劣悪な影響を及ぼした場合。

(四) 侵害者が決定した処罰の執行を拒否し、引き続き営業秘密侵害行為をした場合。

(五) 情状が重大なその他の行為。

第三十六条 『反不正当竞争法』第二十一条の規定により、侵害者に対して違法行為の差止を命じる場合には、違法行為の差止を命じる期間は、一般的に当該営業秘密が公衆に知られた時点まで継続しなければならない。

前項の規定に基づき、侵害停止期間が明らかに不合理であると認定する場合には、市場監督管理部門は、法に基づき権利者の当該営業秘密の競争上の優位性を保護した上で、侵害者に一定の期間又は範囲内で当該営業秘密の使用差止を命じることができる。

違法行為の差止命令には次の各号に掲げる事項を含む。

(一) 侵害者に権利者の営業秘密を利用した生産経営活動の差止を命じる。

(二) 侵害者に営業秘密を掲載した図面、ソフトウェア及び関連資料を権利者に返還するよう命じる。

(三) 侵害者に営業秘密を含む媒体の破棄を命じる。ただし、権利者が買取り、販売等その他の処理方法に同意する場合には、この限りではない。

(四) 侵害者に現在その掌握している権利者の営業秘密情報の削除を命じる。

(五) 権利者の営業秘密を侵害するその他の行為の差止を命じる。

第三十七条 『反不正当竞争法』第二十一条にいう違法所得は、次の各号に掲げる方法を参照して認定することができる。

(一) 侵害者が不正手段で権利者の営業秘密を取得し生産的に用いた場合には、違法所得は、違法に生産した商品の販売収入全額から商品の生産に用いた原材料の仕入れ代金及び既に納付した税金を控除して計算する。

(二) 侵害者が不正手段で権利者の営業秘密を取得し商品の販売に用いた場合には、違法所得は、違法に販売した商品の販売収入全額から販売した商品の仕入れ代金及び既に納付した税金を控除して計算する。

(三) 侵害者が不正手段で権利者の営業秘密を取得しサービスの提供に用いた場合には、違法所得は、違法に提供したサービスの収入全額から当該サービスでを使用した商品の仕入れ代金及び既に納付した税金を控除して計算する。

(四) 営業秘密を開示し、又は他人への使用の許諾をして取得した財物又はその他の財産上の利益は、違法所得と認定なければならない。

第三十八条 市場監督管理部門は、営業秘密侵害行為により被った権利者の損失を調査する時には、権利侵害により被った実際の損失に基づいて確定しなければならない。実際の損失の算定が困難である場合には、侵害者が権利侵害により取得した利益に基づいて確定する。権利侵害により被った実際の損失は、次の各号に掲げる算定方法を参照することができる。

(一) 権利侵害により販売量が減少した権利者の製品の総数に権利者の一製品あたりの合理的な利益所得を乗じた積

(二) 権利者が権利侵害による販売量減少の総数の確定が困難である場合には、侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的な利益所得を乗じた積

(三) 権利侵害により販売量が減少した権利者の製品の総数及び権利者の一製品あたりの合理的利益ともに確定が困難である場合には、侵害製品の販売量に一侵害製品あたりの合理的な利益所得を乗じた積

(四) 通常的狀況で侵害製品が取得できる期待利益から、侵害された後に同一の情報をを使用した製品の合理的な利益所得を差し引いた差額

権利者が商用運営、商業計画に対する損失を軽減し、又はコンピュータ情報システムのセキュリティ、その他システムのセキュリティの復旧のために支払った回復費用は、権利者が権利侵害により被った実際の損失に計上しなければならない。

不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、公表、使用又は他人による使用の許諾をしていない場合には、損失額は当該営業秘密の合理的な使用許諾料に基づき確定する。

営業秘密侵害行為により営業秘密が既に公衆に知られ、又は消失した場合には、当該営業秘密の市場価値に基づき損失額を確定する。市場価値は、当該営業秘密の開発コスト、営業秘密の使用許諾料、当該営業秘密の行使によって得た利益、第三者の市場調査機関による評価、当事者が営業秘密を侵害したことで得た市場占有率等に基づき総合的に確定することができる。

第七章 附則

第三十九条 本規定にいう商業情報において、国家機密の範囲に属するものは、『中華人民共和国国家機密保持法』の規定に基づき保護する。

法令に違反し、国の利益、社会の公共利益に損害を与えた営業秘密は、本規定の保護範囲に含まれない。

第四十条 営業秘密がデータ処理活動に係る場合には、データセキュリティ関連の法律及び行政法規の規定も遵守しなければならない。

第四十一条 中華人民共和国域外で実施された営業秘密侵害行為が、域内の市場競争秩序を攪乱し、又は域内の経営者の合法的な権益を害した場合には、本規定及び関連法の規定に基づき処理する。

第四十二条 本規定は公布日より施行される。旧国家工商行政管理局『営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定』は同時に廃止される。

※本資料はジェットロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出所先：国家市場監督管理総局

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2025/art_0eb6d32af2e3486e98a8543d5447a314.html